

# 国立大学法人東京海洋大学寄附金取扱規則

平成16年4月1日

海洋大規第 86号

改正 平成18年 3月27日海洋大規第86-2号  
改正 平成18年 7月 5日海洋大規第86-3号  
改正 平成20年 5月 7日海洋大規第86-4号  
改正 平成23年12月 7日海洋大規第 54号  
改正 令和元年10月23日海洋大規第 140号  
改正 令和 3年 3月19日海洋大規第 41号  
改正 令和 3年 3月22日海洋大規第 64号  
改正 令和 6年 3月 1日海洋大規第 58号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における寄附金の取扱いに関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、本学における教育研究及び管理運営を支援することを目的として本学に寄附される現金及び有価証券をいう。

## (寄附金受入れの原則)

第3条 寄附金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号に規定する業務に関連する寄附に限り、受入れることができる。

- 2 教職員が寄附金を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員は、原則として当該寄附金を改めて本学に寄附するものとする。
- 一 当該教職員の職務上の教育研究を助成しようとするもの
  - 二 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用した教育研究を実施するための経費に充てようとするもの

## (寄附金受入れの制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に贈与すること
  - 二 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること
  - 三 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこととされていること
  - 四 寄附申込み後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
  - 五 その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体及び研究助成団体からの助成金については、当該助成金の条件により取り扱うことができるものとする。

## (寄附申込み)

第5条 寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、別紙様式第1号に定める寄附申込書を学長に提出するものとする。ただし、本学が自ら寄附金を募り受入れる場合は、この限りではない。

## (受入れ及び決定)

第6条 学長は、前条の提出があった場合は、海の研究戦略マネジメント機構研究戦略委員会又は学生支援委員会の議を経て受入れを決定する。

- 2 前条ただし書きによる寄附を募る場合にあっては、当該寄附の募集及び受入れについて、あらかじめ関係委員会において包括承認することができる。

## (受入れの通知)

第7条 学長は、寄附の受入れを決定したときは、別紙様式第2号に定める寄附金受納書により寄附者に通

知するとともに、出納命令役に通知するものとする。ただし、本学が寄附を募り受入れる場合の受入れは、出納命令役への通知を省略することができる。

(寄附目的等変更)

第8条 教職員は、次の各号のいずれかを希望する場合は、別紙様式第3号に定める寄附目的等変更申請書を学長に提出するものとする。

一 寄附目的において教職員が指定されている寄附金について、当該教職員の退職等により、他の教職員等に指定を変更する場合

二 寄附目的が達せられた等により、寄附目的を変更する場合

2 学長は、前項の申請が適当と認められる場合は、寄附目的等を変更することができる。

(移し換え)

第9条 教職員は、寄附目的において教職員が指定されている寄附金について、当該教職員の他機関への異動により、当該教職員の異動先機関に移し換えを希望する場合は、別紙様式第4号に定める寄附金移し換え申請書を学長に提出するものとする。

2 前項による移し換えは、次の各号のいずれかに該当する機関に異動する場合に限り、当該教職員の異動後に行うことができる。

一 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び国公立の教育研究機関

二 法人税法施行令（昭和40年 政令第97号）第77条に規定する法人のうち、教育研究を目的とするもの

3 学長は、第1項の申請が適当と認められ、かつ、異動先機関の長の同意を得た場合は、移し換えをすることができる。

第10条 学長は、他機関から本学に異動した教職員が、異動前の機関において当該教職員の教育研究を目的として受入れた寄附金について、当該機関の長から本学に移し換えを希望する旨の申出を受けた場合は、これを受入れることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

[別紙様式第1号 \(MS-Excel\)](#)

[別紙様式第2号～第4号 \(MS-word\)](#)

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第86-2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第86-3号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成23年海洋大規第54号）

この規則は、平成23年12月7日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第140号）

この規則は、令和元年10月23日から施行する。

**附 則**（令和3年海洋大規第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年海洋大規第64号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年海洋大規第58号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。